

# 美浜町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目標

美浜町建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、美浜町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置づけ

アクションプログラムは、美浜町建築物耐震改修計画を補完する施策として位置付ける。

## 3 取組内容・目標・実績

計画	令和8年度取組み内容	令和8年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施。</li> <li>ii) 住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施。</li> </ul> <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 耐震診断実施者に対する耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断後に補強プランを作成するとともに、耐震改修費の概算費用を提示</li> <li>・耐震診断を実施した者に対してフォローアップを実施</li> <li>・県と連携して耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていないものに対してダイレクトメールによる耐震化促進を実施</li> </ul> </li> <li>ii) 改修事業者の技術力向上等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する耐震改修等に係る説明会への参加</li> <li>・県が登録・作成する耐震改修事業者の名簿を公表</li> </ul> </li> <li>iii) 一般町民への周知普及                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修の必要性を広報紙等により周知</li> <li>・チラシ等による制度概要の周知</li> </ul> </li> </ul>	<p>令和8年度目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：3戸</li> <li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：3戸</li> </ul> <p>前年度までの実績</p> <p>令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：1戸</li> <li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：2戸</li> </ul> <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：5戸</li> <li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：0戸</li> </ul> <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：1戸</li> <li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：0戸</li> </ul> <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：0戸</li> <li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：0戸</li> </ul> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に対する耐震診断費補助戸数：0戸</li> <li>・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：0戸</li> </ul>
自己評価	前年度（令和7年度）の取組実績	前年度（令和7年度）の課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やHPにおける事業案内などによる補助事業の制度周知を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</li> </ul> <p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断実施者に対するフォローアップを実施する。</li> <li>・イベント等において積極的に普及啓発を行い、耐震改修の必要性を周知のうえ、各種補助制度をPRする。</li> </ul>